

# 筑西市議会総務企画委員会

## 会 議 録

(令和2年第2回定例会)

筑 西 市 議 会

## 総務企画委員会 会議録

### 1 日時

令和2年6月15日（月） 開会：午前10時 1分 閉会：午後 0時10分

---

### 2 場所

全員協議会室

---

### 3 審査案件

陳情第 1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情

議案第49号 筑西市附属機関に関する条例の一部改正について

議案第50号 筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第51号 筑西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議案第53号 筑西市手数料条例の一部改正について

議案第54号 筑西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議案第63号 令和2年度筑西市一般会計補正予算（第5号）のうち所管の補正予算

議案第69号 令和2年度筑西市一般会計補正予算（第6号）のうち所管の補正予算

---

### 4 出席委員

委員長	津田 修君	副委員長	三澤 隆一君			
委員	中座 敏和君	委員	稲川 新二君	委員	石嶋 巖君	
委員	尾木 恵子君	委員	箱守 茂樹君	委員	赤城 正徳君	

---

### 5 欠席委員

なし

---

### 6 議会事務局職員出席者

書記 谷島 しづ江君

---

委員長 津田 修

○委員長（津田 修君） ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立をいたしております。

それでは、本委員会に付託されました議件について審査してまいります。

なお、議案審査の順序でございますが、お手元に配付いたしました順番で、先に陳情1件を審査していただきます。その後、執行部に入室していただき、条例議案5案、補正予算案2案について、所管部ごとに審査を願いたいと存じます。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） また、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議において行うことになっておりますので、討議を希望される場合は挙手を願います。

それでは、まず、陳情第1号「国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情」について審査を願います。

なお、陳情提出者から説明と意見等の陳述があります。また、この陳情は意見書提出を求めていますので、参考としてお手元に意見書（案）を配付しております。

それでは、説明者の方、説明と意見等の陳述をお願いいたします。よろしく願いをいたします。

○陳情提出者 今日は貴重な時間をこの陳情の審査に割いていただきまして、大変ありがとうございます。私はこの陳情団体である日本国民救援会茨城県本部の常任委員をしております〇〇〇〇と申します。最初に私のほうからご説明させていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

では、座ってお話しさせていただきます。

最初に、今日お配りした資料について、ちょっと訂正とご説明をしたいと思っております。まず、1枚目に「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める請願について」とあるのは、これ「陳情」の間違いでして、大変申し訳ございません。「陳情について」と訂正させていただきます。

この1枚目は、今日短くというふうにもどこでも言われますので、今日発言する内容をまとめたものでございます。2枚目からは、この再審規定の改正が必要な理由についての説明について、資料を幾つか用意させていただきました。刑事訴訟法の当該該当する部分の条文も掲載してあります。

続いて、日本弁護士連合会が昨年決議を上げたその決議文が裏表で載っております。

その次に、「再審のルールづくりを」という、これはNHKの4月22日に報道された「視点・論点」という番組で、周防正行さんのお話しされた内容が活字になっているものでございます。

最後に、朝日新聞の6月8日に掲載された社会面の記事で、袴田事件が非常に大きく取り上げられていますので、ご参考までに皆さんにお配りさせていただきました。

あと、別冊で委員の先生には、日弁連の決議を提案する際の日弁連の提案理由というものを別冊でお配りしました。非常に詳しくこれ載っております。

あと、事前に配付されているかもしれませんが、「再審のルールを作ろう」という、「再審法改正をめざす市民の会」が発行したカラーのパンフレットがございますので、それらを資料として御覧になっていただければ幸いです。

では、陳情の趣旨についてご説明させていただきます。陳情者である日本国民救援会は、創立92年、全

国に会員4万数千人を抱える人権擁護団体で、その活動の柱として、冤罪被害者の支援活動を行っております。罪を犯していない人が犯罪者とされ、身に覚えのない罪で処罰される。これが冤罪であります。冤罪は人生を破壊し、人格を否定する最大の人権侵害とされています。冤罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら、残念ながら今でも後を絶ちません。痴漢冤罪などを見ても、いつ誰が冤罪被害者になるか分かりませんし、決して他人事ではありません。

近年、NHKや民放でも冤罪事件が大きく取り上げられております。無実なのに裁判で有罪が確定してしまった冤罪被害者を救済する手段は、裁判のやり直し、つまり再審しかありません。最高裁の司法統計によれば、毎年50件前後の再審請求事件が継続しております。このうち日弁連が支援している事件が29件に上り、そのうち18事件で再審無罪が確定しております。最近では、滋賀県の湖東記念病院事件で12年間服役した西山美香さんが、今年3月31日に再審無罪判決を勝ち取り、マスコミでも大きく報道されました。

この事件は、看護助手の西山さんが患者の人工呼吸器を外して患者を殺害したとされたのですが、軽度の知的障害を持つ供述弱者でありまして、その西山さんにうその自白をさせた違法な取り調べや、当初から病死の疑いがあると記載された医師の捜査報告書が隠されていたことが無罪の決め手となりました。

ここ茨城県利根町で起きた布川事件では、殺人犯とされた桜井昌司さんと杉山卓男さんが29年間も服役し、再審無罪を勝ち取るまでに43年9か月もの年月を要しました。その後、桜井さんが国と県を訴えた国賠裁判が、昨年東京地裁が警察と検察の違法な捜査、証拠隠しなどを断罪して、国と県に損害賠償を命じたことも記憶に新しいものです。

また、この間4月22日には、NHKの「視点・論点」で、「再審法改正をめざす市民の会」共同代表の周防正行さんが、再審のルールづくりについて解説し、先週6月8日の朝日新聞社会面には袴田事件が大きく取り上げられておりますので、資料としてお配りさせていただきました。

袴田事件は、死刑判決が確定した事件ですが、警察が証拠を捏造したと認定して、6年前に再審開始決定が出され、獄中から社会に戻ってきたものの、その後一昨年に東京高裁がこれを取り消しました。現在最高裁で審議され、再び死刑台に戻されるのかと世界が注目している事件であります。袴田巖さんは今84歳、長い獄中生活で拘禁症を患い、44年という気の遠くなるような時間をかけて無罪を求めています。

この冤罪被害者の再審開始決定を阻んでいるのが2つの問題であります。その1つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことです。証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察、検察の手にあります。現在の刑事訴訟法では、再審請求しても、それらを開示する義務はないとされています。けれども、無罪となった再審事件では、新証拠の多くが、実は当初から検察が隠し持っていたものでした。布川事件でも自白した殺害方法とは異なる死体検案書や、桜井さんたちのものではないと鑑定された毛髪鑑定書などが隠され続け、2本あるうち1本しか出さなかった自白の録音テープが、改ざんされていたことが明らかになりました。国賠訴訟では、これらが当初から提出されていれば有罪判決はなかったとして、警察と検察の違法行為を認めたものです。

現在、通常の刑事裁判では、公判前整理手続を通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし、再審における証拠開示には何一つルールがないままです。この証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の改正の附則で、政府はこの法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討を行うとしております。政府はこれを踏まえ、速やかに証拠開示の制度化を行う必要があります。

もう一つは、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていることです。鹿児島県大崎事件の原口アヤ子さんは現在92歳です。3回も再審開始決定が出ているのに、そのたびに検察の即時抗告や、さらに最高裁に対する特別抗告が行われて、再審がまだ実現されていません。三重県の名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんに至っては、1964年に一審で無罪判決が出た後、その後逆転判決で死刑が言い渡されました。獄中から何度も再審請求を行った結果、2005年再審開始決定を得ながら、検察の即時抗告、異議申立てにより、89歳で無念の獄死を遂げられました。

昨今検察官の職務が話題になっております。検察庁法は検察官を公益の代表と定めております。日本の再審制度は再審開始決定を受けて再審公判が開かれるという構造なので、争いがあれば再審公判で争うべきです。日本が手本としたドイツでは、既に1964年に検察の上訴を禁止し、再審開始決定が出たら、公開の法廷で裁判のやり直しを行っております。無辜の救済、無実の者を救うという再審制度の趣旨からも、再審開始決定に対する無限の不服申立てを認めることは、冤罪被害者の悲劇を繰り返すことにほかなりません。今冤罪被害者自身が立ち上がり、それを支援する市民の会が声を上げ、日弁連も決議を上げています。冤罪で苦しむ人は一日千秋の思いで再審無罪を求め続けております。無実の者を無罪にという当然の願いに応えるために、再審を阻む2つの障害を取り除くこと、1つ、再審における検察所持証拠の全面開示、2つ、再審開始決定に対する検察の不服申立ての禁止、この点での刑事訴訟法の再審規定、再審法の改正は不可欠であることを訴えて、趣旨説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長（津田 修君） ありがとうございました。

それでは、今〇〇さんにご説明をいただきました。何かご質疑ございましたら、手を挙げてお願いしたいというふうに思います。

ございませんか。

尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 内容はすごく分かります。これはいろいろなところにやはり陳情というのは出されているのですか、茨城県とか、県なんかには出されているのですか。

○陳情提出者 県にも、県内43でしたか、市町村全部にこの6月議会に。遅れたところ、9月もあるのですが、全議会に出して、もう既に幾つかのところで決議は出されています。

○委員長（津田 修君） ほかにございませんでしょうか。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 〇〇さん、私ら地方議員といっても、政治家の端くれではありますがけれども、ちょっと私たちにはこれは難しいです。それで日弁連だけでは、これ解決できないのですか。

○委員長（津田 修君） 〇〇さん、どうぞ。

○陳情提出者 私、昨年国会議員の会館を回って、法務委員の先生に、全国から集まった人たちみんなでご要請をしています。そういうことを実は何年もやっていますが、なかなか、率直に言えば、検察の抵抗が大きくて進まないでいるというのが現状なのです。だから今全国に地方から声を上げて、国に意見書を集中させようということを取り組み始めたところで、関西が早かったのですけれども、奈良県とか大阪とか、幾つもの自治体で決議を上げていただいて、意見書を国に提出していただいているのです。確かに刑事訴訟法というのは、ふだんはほとんど耳慣れないお話だと思うのですが、一つだけ分かっていたきたいの

は、この法律が変えられないと、要するにいつまでも裁判所の判断、裁判所が判断することはいいのですけれども、ルールがないので、要するに、証拠を開示しなさいという裁判官に当たったときは再審無罪になるのです。何もしなくても罰則規定も何もありませんから、自分の任期期間のときに審議もしないで次の裁判官に引き継いでしまえなんていう裁判官も多いのです。

そんなこともあって、最低昔取った証拠くらいは出してもらって、裁判のやり直しを求めているのだから、それは開示してくださいというようなお願いというのは、再審を求めている、裁判のやり直しを求めている人にとっては、本当に切実なお願いなのです。少なくともその辺ご理解いただいて、そういう裁判のやり直しを求める人たちというのがいっぱいいるものですから、そういう人たちに、何とか一日も早く再審無罪を勝ち取るための意見書を、ぜひ地方から上げていただくというのが、今回のお願いであるわけなのです。

○委員長（津田 修君） 赤城委員、どうぞ。

○委員（赤城正徳君） 私が小さい頃育った神様というのは、うそもつかないし間違いもないなんて、だけれども今の神様は間違いだらけなところもあると。そこへ来て、裁判官というものは主観が入ってはいけないのですが、やはり人間ですから、多少なりとも私は主観も入るのではなかろうかというクエスチョンを持っているのですが、1回有罪になった人が無罪になった。また、無罪の人が、この中頃にも書いてあるが、検察官が特別何とかと行って、それをやって審議するようになった。

だから、これを読んでみると本当に納得がいくのです。私たち先ほども言いましたように素人でございますので、これは中身を読めば納得だと思うのですが、そういう日弁連の方々が一生懸命やっても、国というか、法律に届かないということは、どんなものかなと私は思っているのです。

○委員長（津田 修君） それでは、箱守委員、どうぞ。

○委員（箱守茂樹君） これ見ると、本当になるほどというのはあります。こういったものは地方議会、我々はあまりなじみのない案件なものですから、なかなか難しいなと思っているのです。これ国会議員なんかの中ではどんな議論されているのですか、もしこれが、なるほどいいなと思うのですが、こういったものが国会でちゃんと審議されれば、このまま通るのではないかと思うのですが、それが通らないというのは、何か理由があると思うのです。国会議員さんの中ではどんなことをされているのか。

○委員長（津田 修君） それでは、〇〇さん、よろしく申し上げます。

○陳情提出者 詳細まではちょっと分からないのですがけれども、法務委員会が国会の中で開かれて、議題に何度か上がっているはずです。例えば個別の事件についてだと、袴田事件なんかですと、超党派の議員連盟ができて、一刻も早く無罪にすべきだというような運動をやっているのです。袴田さんというのはプロボクサーだったので、輪島功一さんとか、昔の世界チャンピオンなんかの。プロボクサーもみんなこの人を救えと行ってやっています。そういう袴田さんなんかを無罪にするためにどうしても必要なのが、証拠開示の問題と検察の上訴を禁止するという問題なのですが、世界ではそれが当たり前になっているのに、日本ではやはりどうしても、先ほどちょっと言いましたけれども、検察の抵抗が大きくて、これはなかなか法制化できていないというのが現状だと聞いています。

再審法以外の部分、刑事訴訟法の本体の部分、証拠開示が認められるようになったのです。それも長年かかってなのですからけれども、裁判員裁判というのがそのきっかけになって、素人の私たちがその刑事裁判に判決を下す当事者になると、そのときに検察が持っている証拠の一部しか出さないのでは判断のしよ

うがないでしょうということになって、みんな出すということになったのです。それを出すときに、担当していた審議員の方は、それをやるのに精いっぱい、再審まで手が回らなかったというようなことをおっしゃっているようですが、そのときの附則に、再審に持っていきやすくするように法改正を検討すべきだということまでは附則に書いてあるのですから、本当はそれを速やかにやるべきなのだと思うのです。なかなか結論が出ていないというようなことです。

○委員長（津田 修君） 箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） 国会でも議論されているのだけれども、結論が出せないと、そういうようなことなのですね。我々みたいなあまりそういったものに詳しくない者に陳情書を出している。そういうふうに関心があるのですが、これがそのとおりだったら、国だって何も、国会議員だって反対する理由はないと思うのですが、何か我々には分からないところがあるのかなと思って。

○委員長（津田 修君） ○○さん、よろしいですか。

○陳情提出者 裁判制度はいろいろな考え方がありまして、先ほどの裁判官が判断すればいいのではないかと、ちょっと難しい言葉でいうと職権主義という考え方があるのです。日本の裁判制度はドイツ法をもとに作られたので、職権主義という流れで来ていたのですが、それが英米法だと、当事者主義といまして、被告人も検察も一つの権利をそれぞれ主張し合う、だからそれぞれの主張を言い合うところを中心にしてしまおうという、そういう流れになってきているのです、刑事訴訟法全体が。ところがこの再審法の部分だけが、先ほどの職権主義と、裁判官に任せればいいのではないかと、そういう考え方というのはやはり国会議員の中にもあるらしいのです。でも、世界の流れとか、やはり冤罪被害者がこれだけいて、こんなに苦しんでいる人がいるという実情からしても、どうしてもやはり何とか変えたいと思うのですが、先生方におかれては、関係ないというよりは、もっと苦しんでいる人に寄り添っていただいて、ぜひそういう立場で国に意見書を上げていただければ大変ありがたいなと思っておるところです。

○委員長（津田 修君） どうぞ、石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 今お話伺って、やはり日本の裁判制度はかなり遅れているなという印象を強くしました。それと、この意見書にあります2つが実現すれば、無実の人が冤罪で罰せられるということが少なくなるというか、なくなるというか、まさに無実の人が罰せられるというのは、これほどの不幸なことではないと思うのです。だから、そこら辺この2つを地方議会から上げていくという意味と申しますか、その辺をもう一度お聞きしたいのですが。

○委員長（津田 修君） ○○さん、お願いできますか。

○陳情提出者 世論づくりだと思っているのです。私たち個別事件では、例えば利根町で起きた布川事件というのがありまして、これも強盗殺人事件だったのですけれども、ずっと29年も服役していた事件を、再審無罪を勝ち取るためにどうしたかという、本当に全国からの署名を集めたり、真実をビデオにしてそれを普及したりとか、多くの人に關心を持っていただいて、署名運動をやったりしながら、世論で何か応援していく。読売新聞に私たち500万円もかけて意見広告を出したこともあるのです。そのぐらいやらないと事件のことを分かってもらえない、そういう再審を求めている冤罪被害者がいっぱいいることも、こういう私たちが声を上げないとなかなか分かってもらえないのですが、そういう意味では、全国に私たち4万何千人いると申すってほんの少数ですから、そういう意味では、やはりこういう問題を世に問うためには、できるだけ世論を高めていきたいと思っているのですが、そのためには地方の議会で決議を上げる

というのは非常に大きな力になるのではないかなと思っているのです。

○委員長（津田 修君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） ○○さん、これ何十人も審査した。だが新聞に載って、世の中勝った負けたはつきものでしょうけれども、勝訴、敗訴というのですね。だからこの団体、その検察とか、そのプライドといますか、そういうもののために、あの言葉さえなければ、私はもっと早くなるのかなと思うのです。勝った、負けた、裁判に。新聞に大きく載るでしょう。それがちょっと私は心に引っかかるのです。だから誰それがプライドが、何か日本の住民、国民はみんなメンツという言葉を重ねると思うのです。だからメンツのためにやっているのかなと私は思っているものですから、そういうこともちょっと、新聞もマスコミも変えたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、○○さん、どうでしょうか。

○委員長（津田 修君） 何かございますか。

○陳情提出者 民事事件だと、どっちが勝った負けたと、これは変な話、どっちでもいいことなのですけども、刑事裁判は、やった人が罰せられるのはそれは当然のことです。やっていない人が罰せられるというのは、本当にどうしようもないです、その人にとっては。その人たちが無罪になることを私たちは勝つと言いますが、やはり勝たせたいと本当に心からいつも思っているのですが、そういうことで最近の特徴では、マスコミが各事件ごとに非常に細かく報道してくれています、特に地元で。湖東記念病院の西山さんというのは滋賀県の事件なのですが、滋賀県の新聞だとか、西日本新聞、それから京都新聞なんかで、毎日のようにその事件の報道をさせていただいて、それが本当に、ええ、こんなことがあるのと、許されないという、本当に世論になっていくということが、やはり裁判官の心も動かすという、変な話ですけども、そういうことにつながっていくかなというふうに思っています。

お答えになっているかどうか分かりませんが。

○委員長（津田 修君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） ○○さん、ありがとうございます。私もやはりお話し聞いていて、この冤罪被害者というのは絶対出してはいけないというふうに思うのですけれども、一つ分からないのでお聞きしたいのですけれども、このドイツで1964年に検察の上訴を禁止したと書いてあるのですが、これどういった流れでこういうふうなことが実現できたのかという部分、もし分かれば教えていただけますか。

○委員長（津田 修君） それでは、○○さん、よろしくどうぞ。

○陳情提出者 先ほど言った職権主義というところの法制度がドイツ法と言われておりますが、そこで裁判官の判断で全部決めていたのだけれども、そこでも冤罪が実際に起きている。その冤罪をなくすためにどうすればいいのかという議論が国会であって、冤罪をなくすための証拠開示制度はもともと作られていたのですけれども、再審をするかどうかというのは密室の法廷でやるのです。要するに公開を義務づけられていない。その後には再審裁判がある。どこでも大体そういう2段階になっていて、その再審開始するかどうかという裁判のところで一旦決定が出て、それをさらに検察がもしかして覆すと、いつまでも結論が出ないわけですが、そこで一旦出たのであれば、やはり最初の裁判に何か問題点があったのだらうということだから、それは再審裁判の本裁判で争えば済むという、そういう判断になっていたのです。だから検察は一旦そういう下級裁判所でそれが出たら、その再審開始を争うというようなことはする必要がないと、再審裁判で争えるのだからというような制度に変わったというふうに聞いています。日本でもそうすべきではないかと思っています。

○委員長（津田 修君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） そうすると、国会のほうでそういう意見ができて、それが通ったと、法制化されたということですが、1番のこの再審における検察手持証拠の全面開示と、また不服申立てを、これ上訴の禁止となっていますが、日本ではその法律はもちろんない状態ですよ、今。

（「再審についてはない」と呼ぶ者あり）

○委員（三澤隆一君） （続）これなのですけれども、私の解釈だと、この不服申立ての禁止ですが、これを禁止するに当たる法律で縛らないとだめだと思うのですが、そうすると、法律改正というのが、例えば地方議員の私たちがそういうものを、法律の改正の要望というのはできるのかどうかちょっと分からないのです、私の状態では。一般的にほかの地方議会ではどういった意見か分かりませんが、法律改正ということが地方から声として上がるというか、そういう意見はなかったでしょうか、法律に携わっている方で。

○委員長（津田 修君） ○○○○さん。お願いします。

○陳情提出者 多分、先生方を前に失礼ですけれども、地方自治法の99条というのは、国に対する請願権を認めている。その中には法改正も含まれているというふうに判断しているのですが、県内でも既に議会が終わったところで、今のところ5つぐらいの自治体で採択していただいて、国及び、逆に国だけではだめなのではないかとか、衆議院議長と参議院議長も加えたらいいのではないかとか、そういうようなアドバイスをいただいたようなところもありますし、やはり国、法律に関するところは、衆議院と参議院なので、それは確かにもっともだなど思ったのですが、一応この要請は国に対して意見書を提出していただきたいという要請です。

○委員長（津田 修君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） すみません。もう一つだけ。理解があれば申し訳ないのですけれども。

これは意見書として全面開示してくれということと、あと不服申立ての禁止、不服申立てしないようにしてくれという意見であって、これを縛るための法律を作ってくれということではない。

○委員長（津田 修君） ○○○○さん。お願いします。

○陳情提出者 それは法改正を多分求められるとは思いますが、例えば運用でやったって、それは最初は運用で始めましょうということだって構わないわけですので、実質的にそれが勝ち取れば。

○委員長（津田 修君） よろしいですか、ほかは。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、どうも○○さん、ありがとうございました。

一応説明のほうは終わらせていただきます。

退席いただき審査のほうに入りたいと思います。

どうぞ、退席、お願いいたします。

〔陳情提出者退席〕

○委員長（津田 修君） それでは、陳情第1号について協議を願います。

ご意見等ございましたらお願いをしたいと思います。

尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 先ほど箱守委員のほうから質問あったように、幾ら上げても、国会議員のほうで

やっけてもできないのはなぜだというやうな質問ありましたがけれども、結局は国のほうも、先ほど言ったやうに裁判員制度ができてから、本当に最近でもそういう証拠品を開示しなさいという附則がついたと言っていましたよね。だからその部分を本当に国ももっと協議をしなければいけない部分なので、あれからもう10年ちょっとたつかな、裁判員制度ができてから。国のほうも2018年のときに再審請求の在り方についてのそういう議論というのでも、確かに国でも進めてきたという、そういう経緯もあるのです。ですから、幾ら議員がどうのこうのと言ってもできないという部分では、やはりそういう部分の関係者、国においては法務省とか最高裁のそういう方とか、あとは検察、もちろん検察が今ネックになっていると言っていましたけれども、その検察の方とか、あと日本弁護士連盟というのですか、そういう方たちがおのおのしっかり協議をしなかったら、絶対にそういうのは、きちっとやらなければいけないねという思いにならなかったら、絶対国としては通らないと思うのです、まずそういう関係する機関の人たちがしっかり、国で協議云々よりも、関わる方たちがまず協議すべきなのではないかなというふうに私は思います。

○委員長（津田 修君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） そういう意見もあると思いますけれども、やはり先ほど〇〇さんに説明していただいたやうに、この地方自治法99条に基づく意見書を出すということと、もう一つやはり世論を広めるという意味で、この筑西市議会で審議したり議決することは重要なことかなというふうに思います。

○委員長（津田 修君） よろしいですか、ほかございませんでしょうか。

箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） 冤罪というのはあつてはいけないことだし、みんな分かっていることだと思うのです。国会議員だつてみんな分かっているわけです。これはいけないなど。それが、尾木委員が言ったやうに、国会でも議論されているのだから、どんな議論されているのだから分からないけれども。結論が出ないからというやうなことで、地方の、あまりそういったものに関わりのない我々のところに意見書を求めるというのでも、これまたちょっと答えを出すのは難しい気がする。国会だつて議論していると思うよ、これはあつてはいけないことなのだから、日本の国の中で冤罪とかそういったものは。それをただすためにということの議論は当然しているのではないかと思うのです。

○委員長（津田 修君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 確かにそういうご意見も分かりますけれども、この意見書にあるこの2つのことの意見を提出しているわけです。この検察手持ちの証拠の全面開示、隠しているわけですから。冤罪はあつてはならないという点では、皆さん一致している点ではないかというふうに思います。これ2枚目の黒いポチ、冤罪の原因ということで、自白の強要、証拠隠し、捏造、人質司法、自白偏重の裁判、誤判原因の解明システムがないということで、こうしたものをなくすためにこの2つを要求しているというふうに思うのです。

それと、あと日本国憲法、やはり憲法に基づくことがいかに大事なかなというふうに思うのです。憲法第38条の2項では、強制、拷問、もしくは脅迫による自白、または不当に長く拘留、もしくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができないというふうに列記されているのです。ですから、日本国憲法を尊重した、憲法に基づいてやってくださいという当たり前のこれ意見書かなというふうに私は思います。

○委員長（津田 修君） ほかの方はよろしいですか。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） この意見書の中の1番、検察手持証拠の全面開示、そういうところを見ると、先ほども私言ったように、国家権力の顕示、勝った、負けたに関係するからだと思うのです。敗訴、勝訴と言っているでしょう。あれが問題だ。だから何も証拠を全部開示しなくてもいいのですよということを行っている、この反対のこと。だからそこらのところは私たち素人には分からない、よく。それで私のこの弁護士の考えというのは、勝った、負けたと言ってはあれだけでも、勝っても負けても弁護をする、それに尽きると思うのです。だからそこらのところが私らにはよく分からない、弁護するだけ。

あと、不服の申立ての禁止、それも〇〇さんから説明を聞いたのでは、そのように納得はするのですが、そうすると申立てすることもできるのです、今の法律。そこらのところが〇〇さんの意見ばかり聞かないで、片方のほうの意見も聞かなくては私たちはよく判断はできないと。その冤罪をなくす、これは本当にいいことです。だからその中身について私たちには荷が重過ぎるのかなと思うのです。

○委員長（津田 修君） ほか、よろしいですか。

稲川委員、ありますか。

○委員（稲川新二君） 皆さんのご意見でほぼ。

○委員長（津田 修君） では、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、陳情第1号「国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求め意見書」の提出を求める陳情」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手少数。よって、本件は不採択と決しました。

どうもありがとうございました。

それでは、以上で陳情の審査を終了いたします。よろしくどうぞお願いをいたします。

それでは、執行部の入室をお願いいたします。

〔執行部入室〕

○委員長（津田 修君） それでは、各議案について、所管部ごとに審査をしてまいります。

まず初めに、市長公室です。よろしく願います。

それでは、議案第49号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について」、審査を願います。

市民協働課から説明を願います。

まず、渡辺市民協働課長、お願いいたします。

○市民協働課長（渡辺貴子君） それでは、ご説明いたします。

議案第49号「筑西市附属機関に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

改正の理由でございます。今年度の新規事業であります合併振興基金活用事業の実施に当たり、筑西市合併振興基金活用事業選定委員会の設置につきまして、条例で定める必要があるためでございます。この選定委員会は、合併振興基金活用事業補助金の補助対象事業の審査、選定を目的といたしまして、本市に区域内に住所を有する学識経験者、市内に所在する企業を代表する者、市職員で構成されるものでございます。

改正の内容でございます。条例の別表第1項の表中、住民参加型まちづくりファンド事業選定委員会の審議、合併振興基金活用事業選定委員会、附属機関が担任する事項といたしまして、合併振興基金活用事

業の選定について審査を行い、市長に報告することを加えるものでございます。

最後に附則でございます。この条例の施行期日につきましては、公布の日とするものでございます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を願います。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） この委員さんは何名ですか、法定数。

○委員長（津田 修君） 渡辺市民協働課長。

○市民協働課長（渡辺貴子君） お答えいたします。

委員のほうは12名以内で組織する予定でございます。

○委員長（津田 修君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） それで、委員さんに対する日額なんというのは幾らでしょうか。

○委員長（津田 修君） 渡辺市民協働課長。

○市民協働課長（渡辺貴子君） お答えいたします。

日額につきましては、次の議案第50号のほうで協議していただきたいところなのでございますが、4,800円を日額としております。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） ほかございませんでしょうか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第49号の採決をいたします。

議案第49号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（津田 修君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第50号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、審査を願います。

なお、議案第50号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、採決をいたします。

それでは、市民協働課から説明を願います。

渡辺市民協働課長。

○市民協働課長（渡辺貴子君） ご説明申し上げます。

議案第50号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、ご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、非常勤特別職の報酬額を規定しております別表第2第2項の改正でございます。市長公室市民協働課の所管する部分について、ご説明申し上げます。

2ページ目でございます住民参加型まちづくりファンド事業選定委員会の報酬の次に、合併振興基金活

用事業選定委員会の委員の報酬を加えるものでございます。この改正につきましては、議案第49号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正」に伴うもので、筑西市合併振興基金活用事業選定委員会の設置により必要となる報酬について規定を追加するものでございます。

最後に附則でございますが、この条例改正の施行期日を公布の日とするものでございます。

以上でございます。お願いいたします。

○委員長（津田 修君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第63号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、市長公室所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第63号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、採決をいたします。

それでは、市民協働課から説明を願います。

渡辺市民協働課長。

○市民協働課長（渡辺貴子君） ご説明いたします。

議案第63号のうち市長公室所管の補正予算につきましてご説明いたします。

初めに、歳入でございます。12、13ページをお開き願います。款19繰入金、項2目1節1基金繰入金、説明欄6、地域づくり振興基金繰入金261万8,000円の増額補正をお願いするものであります。これは償還金利子及び割引料に充当するもので、詳細につきましては歳出でご説明申し上げます。

それでは、歳出でございます。14、15ページをお開き願います。款2総務費、項1総務管理費、目17諸費、節22償還金利子及び割引料、説明欄22、償還金利子及び割引料261万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは住民参加型まちづくりファンド補助事業における一般財団法人民間都市開発推進機構からの拠出金5,000万円の残金を返還するものでございます。本市におきましては、平成20年度から平成30年度までに市民団体等に18件のハード事業が実施され、拠出金から4,774万3,000円を充当いたしました。返還金の額の根拠でございますが、拠出金5,000万円の残金225万7,000円及び利子36万104円を加えた261万7,104円を返還するものでございます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 質疑を終結いたします。

それでは、以上で市長公室の審査を終わります。

ここで、執行部の入替えを願います。

〔市長公室退室。総務部入室〕

○委員長（津田 修君） 次に、総務部所管の審査に入ります。

初めに、議案第51号「筑西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」、審査願います。

総務課から説明を願います。

島村総務課長。

○総務課長（島村信之君） 総務課の島村と申します。よろしくご説明いたします。座ったまま説明させ

ていただきます。

それでは、議案第51号「筑西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」、ご説明いたします。

今回の主な改正点といたしましては2点ございます。まず、1点目は、令和2年3月末で協和保育所が廃止されたことに伴いまして、第5条に規定する福祉業務手当の対象施設から市立保育所を削除するものでございます。2点目といたしましては、特殊勤務手当の特例に関する人事院規則が一部改正されたことに伴いまして、第7条に規定する感染症作業手当について、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対する特例を設けるものでございます。

それでは、感染症作業手当に係る改正につきまして詳細をご説明いたします。議案書1ページを御覧願います。今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、緊急措置の作業に従事した職員に対しまして、特例として感染症作業手当を支給するために、附則に次の2項を加えるものでございます。まず、第4項では、新型コロナウイルス感染症に係る感染症作業手当の支給要件として、作業場所及び作業内容を規定してございます。

続きまして、2ページを御覧願います。第5項では、感染症作業手当の額について規定してございます。手当の額につきましては、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた作業に従事したときは、1日につき3,000円、新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触する作業に従事したときは、1日につき4,000円となります。

最後に附則でございしますが、この条例の施行期日は公布の日といたしまして、改正後の規定につきましては、令和2年4月16日から適用とするものでございます。なお、令和2年4月16日につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大された日となっております。

説明は以上でございします。ご審議よろしくお願いいいたします。

○委員長（津田 修君） 質疑を願います。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 新型コロナウイルスに従事して3,000円と4,000円、これ具体的にどのようなこと、説明してもらいたいのですが。

○委員長（津田 修君） 島村総務課長。

○総務課長（島村信之君） それでは、ご答弁申し上げます。

こちらの該当となる事業につきましては、主に2点ほど想定してございます。まず、1点といたしましては、軽症患者の方の受入れ施設といたしまして、市の公共施設や市内の宿泊施設等を使用する場合でございます。そのような場合に、それらの患者の方の健康管理、生活支援、搬送等に従事するというのを1点として想定してございます。それからもう一点といたしましては、茨城県等からの要請等があった場合に、感染拡大地域等に職員を派遣する場合を想定してございます。なお、こちらの金額につきましては、人事院規則で定められたものと同額ということで、今回は設定させていただいたものでございます。

以上でございします。

○委員長（津田 修君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） これは対象者はいるのですか。

○委員長（津田 修君） 島村総務課長。

○総務課長（島村信之君） ご答弁申し上げます。

今回規定しました業務に該当するようなケースは、これまではございませんでした。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） 要するに、消毒液配ったり何だりなんていうのは関係ないということですね。

○委員長（津田 修君） 島村総務課長。

○総務課長（島村信之君） ご答弁申し上げます。

これまでも消毒液の配布ですとか、その他様々な対策を講じてまいりましたけれども、そちらにつきましては通常業務の一環として行ってきたものでございます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） これは場所と内容を設定したものだということなのですが、この場所を、何かすごい船舶だ何だとありますけれども、具体的にもっと詳しく教えてもらいたいのですが、どういう場所のことを言っているのですか。

○委員長（津田 修君） 島村総務課長。

○総務課長（島村信之君） それでは、ご答弁申し上げます。

まず、1ページの附則の第4項で規定しております航空機につきましては、中国武漢から政府チャーター機で国内に運行しました。そちらが国の人事院規則のほうでは設けられたものでございます。

それから、船舶につきましては、クルーズ船ダイヤモンドプリンセス号が人事院規則で、こちらのほうが規定されたものでございますので、航空機、船舶等につきましては、こういったものを想定してございます。

それから、これに準ずる区域といたしましては、感染者の方を収容するための宿泊施設ですとか、あるいは市の公共施設などに、そういった方を収容するようなケースが出てきた場合を想定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） それでは、ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 討論を終結いたします。

それでは、議案第51号の採決をいたします。

議案第51号「筑西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第69号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、総務部所管の補正予算につ

いて審査を願います。

なお、議案第69号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、採決いたします。  
それでは、総務課から説明を願います。

島村総務課長。

○総務課長（島村信之君） それでは、続きまして、議案第69号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、総務課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、12ページ、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款1項1目1議会費、説明欄、政務活動費504万円の減額補正をお願いするものでございます。これは令和2年6月3日付で提出されました令和2年度筑西市議会政務活動費交付申請の取下げの申出に基づく政務活動費の減額分と、当初予算に計上されておりました故外山壽彦議員分の政務活動費の減額をするものでございます。

続きまして、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄、特別職給与関係経費250万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

報告第46号でご報告申し上げました筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例及び筑西市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正に伴いまして、令和2年6月の期末手当につきまして、市長につきましては100%減額、副市長につきましては20%減額するものでございます。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、説明欄、特別職給与関係経費30万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

同じく報告第46号でご報告申し上げました条例の一部改正に伴いまして、教育長の令和2年6月の期末手当を20%減額するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

○委員長（津田 修君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 質疑を終結いたします。

次に、行政改革推進課から説明を願います。

○行政改革推進課長（成川幸夫君） 行政改革推進課の成川と申します。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（津田 修君） それでは、行政改革推進課から説明を願います。

成川行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（成川幸夫君） 議案第69号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、行政改革推進課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目19新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費、節18負担金補助及び交付金、説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業でございます。このうち10行目になりますが、指定管理施設維持管理体制持続化事業補助金といたしまして、280万円の増額補正をお願いするものでございます。これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う施設の臨時休館、それと一部利用休止、その他事

業内容の変更等の影響を受けている指定管理施設につきまして、利用者の安全の確保及び感染拡大の防止を図るため、指定管理者が行う施設の再開に向けました点検管理や感染拡大防止対策の費用に対しまして、補助金を交付するものでございます。

なお、財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらを活用いたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（津田 修君） 質疑を願います。

尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 国からのお金で来るからあれなのですからけれども、この補助率というのはどの程度の数値でしょうか。

○委員長（津田 修君） 成川行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（成川幸夫君） お答えいたします。

こちら10分の10でございます。

○委員長（津田 修君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） この指定管理施設は幾つの施設があるのですか、これ。

○委員長（津田 修君） 成川行政改革推進課長、お願いいたします。

○行政改革推進課長（成川幸夫君） 現在のところ、41の施設が指定管理者制度を導入しております。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） ほか、ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 質疑を終結いたします。

以上で総務部の審査を終わります。

ここで、執行部の入替えを願います。

〔総務部退室。企画部入室〕

○委員長（津田 修君） それでは、次に、企画部所管の審査に入ります。

議案第63号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、企画部所管の補正予算について審査を願います。

企画課から説明を願います。

早瀬企画課長。

○企画課長（早瀬道生君） 企画課、早瀬です。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第63号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、企画課所管分について説明させていただきます。

12、13ページをお開きください。歳入歳出事項別明細、歳入です。款16県支出金、項2県補助金、目2総務費県補助金、節2企画費補助金、説明の欄の5、ソサエティ5.0地域社会実装推進事業費補助金250万円、こちらは自動配送ロボット実証実験実施に当たっての県負担分です。事業概要等については歳出で改めて説明させていただきます。

続きまして、14、15ページをお開きください。歳出です。款2総務費、項1総務管理費、目8公共交通対策費、説明の欄、上段、公共交通対策事業の節18負担金補助及び交付金において、1,381万5,000円の増額をお願いするものです。内訳については、筑西・下妻広域連携バス実証実験運行負担金として881万5,000円、自動配送ロボット実証実験負担金として500万円となるものです。

おのおのの概要等です。筑西・下妻広域連携バス実証実験運行負担金は、JR水戸線川島駅から常総線下妻駅までの片道約25キロメートル区間において、下妻市と共同でバスの運行を実施するに当たっての負担金となるものです。便数は1日12便、6往復、始発6時30分、終着20時15分、所要時間は45から55分、バス停は筑西側で13か所、下妻側17か所の計30か所を予定しております。利用者見込みについては、日当たり40から50人、運賃は1乗車200円を予定しております。

次に、自動配送ロボット実証実験負担金ですが、市と茨城県と三菱商事株式会社との3者負担により、道の駅グランテラス筑西と周辺農地間で、農作物の輸送を自動配送ロボットにより行い、そこでのデータ収集により実装に向けた法整備等に活用していくというもので、市のメリットとしましては、知名度、イメージアップにつながっていくものと思慮されております。事業総額については1,000万円を見込んでおります。その半分の50%を三菱商事株式会社が負担し、残りを筑西市と県とで折半し、負担するもので、先ほど歳入で申し上げましたソサエティ5.0地域社会実装推進事業費補助金250万円はこちらに充当されるものです。

以上が概要となります。なお、歳入での「ソサエティ5.0地域社会実装推進事業補助金」という名称は、県で実施しているこの事業の名称によるものでして、その目的は人口減少や少子高齢化が進行する中、地域が直面する課題を解決し、地方創生を図るため、AI、人工知能やIoT、ロボットなどの先端技術の社会実装を推進し、ソサエティ5.0の実現に取り組む市町村に対し補助金を交付するものとなっております。

この事業の対象としましては、AIやIoT、ロボットなどの先端技術を用いた地域社会の課題解決に向けた実証実験等を想定ということになっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（津田 修君） 質疑を願います。

中座委員。

○委員（中座敏和君） 筑西と下妻の広域連携バスの件なのですが、これは下妻市と筑西市の負担金の割合はどのような割合になっているのですか。

○委員長（津田 修君） 早瀬企画課長。

○企画課長（早瀬道生君） こちらにつきましては、路線延長の地区内分で案分したものになっています。距離は先ほど申し上げました約50キロになるのですけれども、総延長だと細かく言いますと、49.6キロメートルが総延長でして、そのうち筑西市分が25.7キロメートル、下妻市分が23.9キロメートル、こちらで案分しますと、筑西市が51.81%、下妻市が48.19%、このような案分で計算しております。

○委員長（津田 修君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 農作業にロボットの実証実験をやるという話、具体的にこれはどのような作業をやるのですか。そして、いつから始まるのですか。

○委員長（津田 修君） 早瀬企画課長。

○企画課長（早瀬道生君） ご答弁申し上げます。

今回の実験なのですけれども、農作業の実際に畑の刈取りとか、そういうことではなく、収穫したものを一般の公道を通過して道の駅まで届けるという実験なのです。それが結局田んぼの中の稲刈りとかは、実際に今GPSを使ってできているような状況なのですけれども、実際に道路を走る、そうするといろいろな問題が出てくると思うのです。まず、横断歩道を、人間だと常識的に渡っていくところを、その交差点とかを配送ロボットがきちんと通過して、そして危険があった場合はそれを認識して止まる。そういうところのデータというものが少ないものですから、そういう実験を行うものです。

また、時期についてなのですが、ちょっと今コロナの影響があって、具体的には申し上げにくいのですが、本年度秋以降になるのかなという感じです。

○委員長（津田 修君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 交通事故が起きた場合にはどういう対応をするのですか、ぶつけてしまったとか、ロボットからぶつけられてしまったとか、ロボットをぶつけてしまったとか、そういうときの交通事故に対する対応はどのようになるのですか。

○委員長（津田 修君） 早瀬企画課長。

○企画課長（早瀬道生君） 答弁申し上げます。

このご質問なのですけれども、今実際に自動運転でもその問題は出ていると思います。そして、今回その問題は当然考えられることから、この実証実験のチームにやはり保険会社さんも入ってまして、そこでどういう問題があるのか、それらを確認するための実験です。そして、実験の方法については、ロボット単体で動かすのではなく、ロボットの前に1名、そしてロボット、そしてオペレーター、おみこしでいうと、子供みこしが道路を走るようなイメージになると思うのですけれども、そういう形で前後を人間が固めて、そして何らかの問題があったときに緊急停止できるような状態で、実際に道路を走らせて、そこでいろいろな課題の洗い出しをしようという段階のデータ取りです。

○委員長（津田 修君） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 質疑を終結いたします。

続いて、財政課から説明をお願いします。

○財政課長（板橋 勝君） 財政課、板橋です。よろしく申し上げます。着座にて失礼します。

○委員長（津田 修君） 財政課から説明をお願いします。

板橋財政課長。

○財政課長（板橋 勝君） 議案第63号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、財政課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

12、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款19繰入金、項2目1節1基金繰入金、説明欄1、財政調整基金繰入金は、今回の補正予算に伴う収支調整のために1,862万9,000円の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（津田 修君） 質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第63号について、全ての部の説明を終了いたしました。  
討論を願います。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（津田 修君） 討論を終結いたします。

これより議案第63号の採決をいたします。

議案第63号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、総務企画委員会所管分について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第69号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、企画部所管の補正予算について審査を願います。

それでは、企画課から説明を願います。

早瀬企画課長。

○企画課長（早瀬道生君） 企画課、早瀬です。着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第69号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、企画課所管分について説明させていただきます。

10、11ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書、歳入です。款15国庫支出金、項4交付金、目2総務費交付金、節15新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、説明の欄1、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億4,175万8,000円のうち、企画課所管分は350万円となります。こちらの事業概要等については、歳出で改めて説明させていただきます。

続きまして、12、13ページをお開きください。歳出です。款2総務費、項1総務管理費、目19新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費、説明の欄中段の事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業の節18負担金補助及び交付金、細説57、その他補助金（総務）で7,836万1,000円のうち、地域力創造事業補助金として350万円を計上してございます。こちらは筑西市地域活性化プロジェクト「ちっくタッグ」において、今般の新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ地域経済対策として、市内飲食店を対象としたテイクアウト等のメニューの作成及びテイクアウト容器についての提供活動について支援するものです。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いします。

○委員長（津田 修君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） この地域活性化で、地域の活性化を図るということですが、これは何店ぐらいが参加されているのですか、補助対象になっているのですか。

○委員長（津田 修君） 早瀬企画課長。

○企画課長（早瀬道生君） 支援の実績についてでございますけれども、6月10日現在で80店舗支援しております。内訳については、下館地区で53店舗、関城地区で10店舗、明野地区で10店舗、協和地区で7店舗となっております。

○委員長（津田 修君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） それはどういう基準といたしますか、申請とか、そういう手続はどういう手続なのですか。

○委員長（津田 修君） 早瀬企画課長。

○企画課長（早瀬道生君） こちら地域活性化プロジェクト「ちっくタッグ」のほうに支援の申し出があった事業者さんについては、全て拒むことなく協力しております。そしてちっくタッグさんのほうでも、市内で結局コロナが始まってすぐに営業自粛になってしまったお店に、一軒一軒目星をつけて、おしぼりとお箸をまず置きにいて、もしよかったらこういうサービスできますよと、そういう形で案内差し上げた状況です。

○委員長（津田 修君） 箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） この国からの地方創生臨時交付金、その額というのは人口割とか、何か基準があってこの額となっているのですか。

○委員長（津田 修君） 関口企画部長。

○企画部長（関口貴一君） 全体の臨時交付金の額ということですがけれども、人口とか財政力指数とか、あと今回のコロナウイルスで感染した人数等、そういった形のもので総務省のほうで決定したと、配分されたということでございます。

以上でございます。

○委員（箱守茂樹君） いろいろな基準を組み合わせ、配分した。単純な数字でないわけですね、分かりました。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を終結いたします。

次に、財政課から説明を願います。

○財政課長（板橋 勝君） 財政課、板橋です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼します。

○委員長（津田 修君） それでは、板橋財政課長、お願いをいたします。

○財政課長（板橋 勝君） 議案第69号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、財政課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

10、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目2総務費交付金、節15新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、説明欄1、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス対応の財源とするために1億4,175万8,000円の増額をお願いするものでございます。

款18項1寄附金、目4節1衛生費寄附金は、新型コロナウイルス感染症対策としていただいた寄附金521万9,000円の増額をお願いするものでございます。

款19繰入金、項2目1節1基金繰入金、説明欄1、財政調整基金繰入金は、今回の補正予算に伴う収支調整のために488万5,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、節24積立金、説明欄、基金管理費に521万9,000円の増額をお願いするものでございます。これは新型コロナウイルス感染症などの感染症の対策のために、議案第68号「筑西市感染症対策事業基金条例の制定について」により、新たに設置する筑西市感染症対策事業基金へ積み立てするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（津田 修君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 質疑を終結いたします。

以上で企画部の審査を終わります。

ここで、執行部の入替えをお願いいたします。

〔企画部退室。人口対策部入室〕

○委員長（津田 修君） 次に、人口対策部所管の審査に入ります。

議案第69号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、人口対策部所管の補正予算について審査を願います。

人口対策課から説明を願います。

渡辺人口対策課長。

○人口対策課長（渡辺好浩君） 人口対策課、渡辺でございます。説明は着座にて失礼します。

議案第69号のうち、人口対策課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書12ページ、13ページをお開きください。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目19新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業の増額補正1億5,752万4,000円のうち、人口対策課所管のちくせい若者支援便事業に関連するものでございます。

続きまして、概要書3ページをお開きください。ナンバー3、事業名、ちくせい若者支援便事業、補正予算額1,339万8,000円でございます。事業内容でございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、外出自粛を受け帰郷できずに、地元を離れて、国内かつ県外で勉強、就業等に励む18歳から25歳までの若者を対象に、本市の地産品やマスク等に併せ、市長直筆の応援メッセージにタクシー助成券を添えて送付し、支援するものでございます。

補正の内訳でございますが、まず需用費（消耗品費）4万5,000円でございます。これは若者支援品等の送付に必要なラベル用紙やタクシー助成券を作成するための改ざん防止用紙等の事務用消耗品代でございます。

次に、役務費（郵送料）の2万3,000円につきましては、万が一対象要件に該当しない場合の申請者に対する通知の郵送料でございます。

続きまして、「ちくせい若者支援便」送付委託料1,199万7,000円でございますが、3,000円相当の地産品及び送料等を含んだ発送業務委託料でございます。

最後に、若者帰郷支援タクシー利用補助金133万3,000円でございますが、新型コロナウイルス感染症が落ちついて、若者が筑西市に帰郷する際のきっかけづくりと、交通費の一部支援としてタクシー助成券を同封するものでございます。加えまして、全国的な緊急事態宣言等により、乗車利用の減少した地元タクシー事業者への事業収入の一助として、経済的な支援も考慮し、計上いたしましたものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（津田 修君） 質疑を願います。

尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 今の普通のタクシーですか、タクシー券を助成するということなのですか、

それというのは幾らぐらいの助成になるのでしょうか、みんなばらばらなのか、その距離によって違うのかというのが分からないのですけれども。

○委員長（津田 修君） 渡辺人口対策課長。

○人口対策課長（渡辺好浩君） ご答弁申し上げます。

タクシー助成券は500円分でございます。

以上です。

（「一律500円」と呼ぶ者あり）

○人口対策課長（渡辺好浩君） （続）はい。

○委員長（津田 修君） ほかございますか。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） これとてもいい企画だと思います。それで、この本市の地産品を中心とした食材等ということなのですが、この地産品の具体的な品目等をお聞きします。

○委員長（津田 修君） 渡辺人口対策課長。

○人口対策課長（渡辺好浩君） ご答弁申し上げます。

支援品の内容についてのご質問でございますが、まず地産品を中心とした食材等3,000円相当でございます。この支援品は、地産品として筑西市産の米1キログラム、野菜はニンジン、タマネギ、ジャガイモと乾麺、そば、うどんです。そのほか干し芋をただいま考えております。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） 対象者というのはどういうふうに調べたのですか。

○委員長（津田 修君） 渡辺人口対策課長。

○人口対策課長（渡辺好浩君） ご答弁申し上げます。

対象者についてのご質問をいただきましたことへのご答弁でございますが、まず、令和2年5月20日の住民基本台帳データをもとに算出したしております。まず、学生が約2,600人、社会人が約1,100人、合計約3,700人、その上に申請率を加味いたしまして、7割相当を乗じて約2,600人を想定いたしております。

この算出の仕方でございますが、まず本市の住民基本台帳データより、18歳以上25歳以下で、本市から県外に住所を移動し、かつ親族等が市内在住であるという条件で抽出しました。次に、住民票を移動していないケースもございますので、その割合の根拠といたしまして、公益財団法人「明るい選挙推進協会」が平成27年7月に実施した、18歳選挙権認知調査によりますと、住民票を移動していない者の割合が、学生で26.4%、社会人で71.8%となっており、先ほどの抽出した人数に加え、この事業の対象人数は学生が2,663人、社会人が1,146人、合計3,809人を総数と想定いたしました。この総数に他自治体の同様の事業の申請率を参考に、約7割と勘案し、対象者総数を2,666人、約2,600人としたものでございます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 質疑を終結いたします。

以上で人口対策部の審査を終わります。

ここで、執行部の入替えを願います。ありがとうございました。

〔人口対策部退室。市民環境部入室〕

○委員長（津田 修君） 次に、市民環境部所管の審査に入ります。よろしく申し上げます。

それでは、議案第50号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、審査を願います。

消防防災課から説明を願います。

青木消防防災課長。

○消防防災課長（青木 徹君） 消防防災課長、青木からご説明申し上げます。

議案第50号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

この改正につきましては、この後ご説明いたします議案第54号「筑西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正」に伴うもので、筑西市災害弔慰金等支給審査委員会の設置により必要となる報酬について規定を追加するものでございます。

改正内容といたしましては、別表第2第2項の改正でございますが、水防協議会の報酬の次に災害弔慰金等支給審査委員会の委員の報酬で、医師もしくは弁護士、その他法律に関し学識経験を有する者の報酬として日額15,000円、その他市長が特に必要と認める者の報酬として日額4,800円を加えるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（津田 修君） 質疑を願います。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 災害弔慰金等支給審査委員会の委員で、かつ医師と書いてあって、「日額15,000円」と書いてあるのです。ほかの人は4,800円、これは委員会の参加者は権利でも同じだし、審査する時間も同じ、なぜこういうふうな、3倍もの「15,000円」というお金を何で出すのですか、これは。権利でも同じ。何か賛否をとる時は、この人は3倍もの権利があるのですか。

○委員長（津田 修君） 青木消防防災課長。

○消防防災課長（青木 徹君） 医師もしくは弁護士、その他法律に関し学識経験を有する者の報酬ということで、この案に特化した方々たちの報酬であるということで、総務課のほうでこの額に決めているかと思われま。

○委員長（津田 修君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 金額による差別だよ、こんなの。何も人間だもの、3倍もの報酬を払わなくても。医師だから、弁護士だからと。何もこんなに必要ないと私は思うのだが、いかがですか。

○委員長（津田 修君） お答え、いかがですか。

○消防防災課長（青木 徹君） そうですね、一応このような規定でほかの委員ですか、いろいろな委員があると思うのですけれども、そちらに関しても学識経験者という方たちに関しましては、若干お金、1日の報酬金額が上ということはあるということでございます。

○委員長（津田 修君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 私は前から思っていたのです。協議会行ったとき、委員会行ったとき、この日額に対する金額の差、どのように考えているのかと思って。答えが答えだからいいでしょう。

○委員長（津田 修君） それでは、ほかよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(津田 修君) 質疑を終結いたします。

以上で、議案第50号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、全ての部の審査が終了いたしました。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(津田 修君) 討論を終結いたします。

これより、議案第50号の採決をいたします。

議案第50号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(津田 修君) 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第53号「筑西市手数料条例の一部改正について」、審査を願います。

○市民課長(板谷典子君) 市民課長の板谷です。よろしく願いいたします。説明につきましては、着座にてさせていただきます。

○委員長(津田 修君) それでは、市民課から説明を願います。

板谷市民課長、よろしく願いいたします。

○市民課長(板谷典子君) 議案第53号「筑西市手数料条例の一部改正について」ご説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)の一部が改正され、通知カードの再発行等の手続が廃止されたことに伴い、筑西市手数料条例の一部を改正するものです。番号法の改正により、紙製の通知カードの取扱いが変わり、施行日以降通知カードの再発行は行わないことになりましたので、筑西市手数料条例別表、住民票の部において、番号法第7条第1項に規定する通知カードの再発行手数料の項を削除し、さらに所要の改正を行うものです。

なお、附則でございますが、この条例改正の施行期日を公布の日からとするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長(津田 修君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(津田 修君) 質疑を終結いたします。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(津田 修君) 討論を終結いたします。

議案第53号「筑西市手数料条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(津田 修君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続いて、議案第54号「筑西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」、審査を願います。消防防災課から説明を願います。

青木消防防災課長。

○消防防災課長（青木 徹君） 消防防災課長、青木からご説明申し上げます。

議案第54号「筑西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

この条例につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の規定に基づきまして、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給または災害援護資金の貸付けを行うことを目的としておりますが、法律が令和元年6月7日に一部改正され、同年8月1日から施行されたことに伴いまして改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、法改正により市町村は災害弔慰金等の支給に関する事項を調査、審議するため、審議会等を設置するよう努めることとされたことから、筑西市災害弔慰金等支給審査委員会の設置に関する規定を追加するものでございます。具体的には、条例第16条を第17条とし、第16条に災害弔慰金等支給審査委員会の設置に関する規定を加えております。

なお、附則でございますが、この条例改正の施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（津田 修君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 討論を終結いたします。

議案第54号「筑西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 賛成多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第69号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、市民環境部所管の補正予算について審査を願います。

消防防災課から説明を願います。

青木消防防災課長。

○消防防災課長（青木 徹君） 議案第69号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、市民環境部の補正予算につきましてご説明いたします。

歳出の12、13ページをお開き願います。款2総務費、項1総務管理費、目19新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費、節10需用費6,398万1,000円のうち、消防防災課所管の792万2,000円について増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況下で、大雨や台風、地震などの自然災害が重なる複合災害に備え避難所が開設される場合には、感染症対策が重要であると考えられますので、避難所の十分な換気やスペースの確保を図るために必要な物資の調達を目的として増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（津田 修君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 質疑を終結いたします。

次に、市民安全課から説明をお願いします。

西秋市民安全課長。

○市民安全課長（西秋 透君） 市民安全課の西秋でございます。よろしくお願いいたします。

議案第69号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、市民安全課所管の補正予算についてご説明いたします。

補正予算書10、11ページをお開き願います。歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目2総務費交付金、節15新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、説明欄1、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、1億4,175万8,000円のうち、市民安全課所管分60万円の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、歳出にてご説明申し上げます。

続きまして、12、13ページをお開き願います。款2総務費、項1総務管理費、目19新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業の下から4行目、自転車等駐車場学生定期利用者支援補助金としまして72万8,000円、そのうち市民安全課所管分60万円の増額補正をお願いするものでございます。

内容としましては、高等学校等の臨時休業により自転車等駐車場を利用できない学生等の定期利用者に対し、利用期間を2か月延長するとして取組に対しまして補助金を交付するものでございます。

市民安全課所管の説明は以上でございます。

○委員長（津田 修君） 質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 質疑を終結いたします。

以上で、議案第69号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」について、全ての部の審査を終結いたしました。

討論をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 討論を終結いたします。

これより、議案第69号の採決をいたします。

議案第69号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、総務企画委員会所管分について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手多数。よって、本案は可決をされました。

以上で市民環境部の審査を終わります。

これで、総務企画委員会に付託されました議案の審査を終結いたします。

執行部は退席願います。

ご苦労さまでございました。

〔執行部退席〕

○委員長（津田 修君） なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任をいただきたいと思っております。

以上をもちまして、総務企画委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 0時10分